



岐阜県政記者クラブ加盟社各位



令和6年8月21日(水)		岐阜県発表資料	
担当課	担当係	担当者	電話番号
森林活用推進課 森林吸収源対策室	森林吸収源対策係	村土 秀巳	内線 4346 直通 058-272-8821 FAX 058-278-2702

G-クレジット（第2回）認証証交付式の開催について

県では、健全で豊かな森林づくりと「脱炭素社会ぎふ」を実現するため、令和5年11月からG-クレジット制度の運用を始めています。

このたび、第2回目となる認証証交付式を開催しますのでお知らせします。

記

1 日時

令和6年8月28日(水) 11:00～11:30

2 場所

岐阜県庁 議会棟 第2会議室（岐阜市藪田南2-1-1）

3 被認証者及び認証量（予定）

（プロジェクト登録順）

被認証者	認証量 (t-CO2)	認証回数
中津川市	422	2回目
東白川村森林組合	102	2回目
もとす郡森林組合	265	初
有限会社フォレスト板取	87	初
中濃森林組合	153	初
揖斐郡森林組合	185	初
計	1,214	

※ G-クレジット制度運営認証委員会（8/26開催）の審議を経て認証するため、認証量の変更や交付式を中止する場合があります。

4 交付者

岐阜県林政部長

<参考>

1 G-クレジット制度（正式名称：「脱炭素社会ぎふ」・森林吸収量認証制度）概要

県内の適切に管理された森林による二酸化炭素吸収量を「クレジット」として県が認証する、県独自の森林由来のカーボン・クレジット制度。認証されたクレジットは取引可能で、購入者はカーボン・オフセット等に活用できる。また、クレジットの創出者は、取引による収益を活用して森林整備につなげることができる。

2 クレジットの認証・発行までの流れ

〔初年度〕対象森林の審議・登録

間伐など施業や森林の巡視を実施

〔2年目～〕クレジットの認証・発行（前年度までの森林の成長量を年度単位で認証）

間伐など施業や森林の巡視を実施

3 クレジットの取引方法

- ・売りたい方と買いたい方との「相対取引」を基本とし、売買価格と売買量を決定（県内外のどなたでも1t-CO₂単位で購入可能）
- ・クレジットの情報は、G-クレジット制度運営事務局のウェブサイトに掲載
- ・クレジットは転売不可（有効期限はクレジット購入から5年）

4 クレジットの主な活用方法

(1) 地域貢献

- ・事業所や工場等の所在地域や、その上流域にある県内の森林づくりを応援

(2) カーボン・オフセット

- ・事業活動や会議・イベント開催で排出される温室効果ガスをオフセット
- ・製造などの過程で排出される温室効果ガスをオフセットした製品やサービスの提供

(3) 岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例の報告

- ・温室効果ガス排出削減計画実績報告書における補完的手段による削減量として報告

(4) 県発注工事の工事成績評定において評価

- ・G-クレジット等を5t-CO₂以上購入し、地域の森林づくりに貢献した場合、「社会性等（地域への貢献等）」で評価

(5) 岐阜県建設工事入札参加資格審査に係る主観的事項審査において評価（令和7年1月1日施行）

- ・G-クレジットの森・応援パートナーに登録し、G-クレジットを5t-CO₂以上購入した場合、主観点数を10点加点

5 今後のスケジュール（予定）

- ・令和6年8月28日：G-クレジット（第2回）の認証・発行、取引開始
- ・令和7年2月頃：新たなクレジット対象森林の審議・登録